平成２８年（フ）第８４号
栃木県さくら市上阿久津1807番地３　ＷＡＮ’Ｓ　ＰＡＲＫ　ＳＡＫＵＲＡ　Ｃ203
破産者　宇野　直仁
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第８８号
茨城県鹿嶋市大字宮津台4690番地10（相良方）
破産者　宇野　　浩
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１２６９号
埼玉県川口市榛松２丁目15番12号　アルカディア101号
破産者　飯塚　庄司
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９４号
さいたま市北区東大成町１丁目415番地３　エステートピア東大成203号室
破産者　武元　夏樹
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1601番地の141
破産者　岡田　武人
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第４９号
長野県佐久市平賀1973番地、開始決定時の住所長野県佐久市塚原315番地２
破産者　茂木　久司
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１７７号
愛知県小牧市大字北外山2253番地、開始決定時の住所岐阜市上土居１丁目12番１号
破産者　矢田　樫子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取693番地の３
破産者　遠藤真紀子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第４６号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取693番地の３
破産者　遠藤佐智子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成３０年（フ）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科814番地の40
破産者　横山　一雄
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第３４号
静岡県掛川市三俣675番地の１
破産者　市川　公徳
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１０１２号
名古屋市中区大須４丁目５番19号　エステムコート名古屋・栄デュアルレジェンド1103号、従前の住所札幌市西区琴似三条７丁目４番10―202号
破産者　ＨＡＩＲ＆ＭＡＫＥ　ＥＡＲＴＨこと
今泉　　聡
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１１７号
名古屋市南区砂口町229番地
破産者　矢野　史也
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３２号
愛知県清須市清洲1579番地１　フォーブル・アドーニス102
破産者　山本　由香（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７２号
名古屋市中区新栄３丁目12番４号　ライオンズマンション新栄第２　203号
破産者　栗田　一秀
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０３８号
愛知県小牧市大字大草5972番地27　サンジュネス204号、従前の住所岐阜県加茂郡坂祝町加茂山１丁目15番地　ナビハイツ坂祝203
破産者　長谷部明子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０６６号
名古屋市西区城西４丁目28番17号
破産者　正村　寿章
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９１号
神戸市東灘区住吉台４番７―501号
破産者　黒部　　治
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９２号
神戸市東灘区住吉台４番７―501号
破産者　黒部　俊子
１　決定年月日　平成30年４月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部